

平成26年6月10日（作成日）

平成31年3月20日（改定日）

平成31年4月 1日（改定日）

令和 3年7月21日（改定日）

小平市立小平第三小学校 いじめ防止基本方針

小平市立小平第三小学校

校長 木 田 明 男

1 いじめ問題に対する基本方針

児童が個人または集団で、対象の児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を行い、その行いの対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを、「いじめ」の定義とし、本校の全ての教職員が「いじめはある」「いじめを楽観視しない」「いじめは絶対に許さない」という認識に立ち、学校経営協議会や保護者・地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止や早期発見、初期対応、重大事態への対応・解決に向けて全力で取り組む。

全ての教育は、集団生活で児童が他人を思いやり（①思いをはせる、②推し量る、③同情する、④案じる）、児童が他人から大切な存在として認められることを基本理念とする。

2 主な取組

（1）当事者意識を醸成し、いじめをしない、させない子どもを育成する

- ①全校朝会で他人を思いやる心を育む内容で講話をしたり、生活指導朝会で取り上げたりする。
- ②道徳授業で「思いやり・親切、生命の尊重等」を重点的にいじめに関する授業を年3回以上実施する。
- ③読書活動を強化し、豊かな情操を養う。
- ④特別活動では「協力して笑顔あふれる三小をつくり上げよう」をテーマに、計画委員会や各委員長が話し合い（三小づくり会議）、児童の主体的な活動を継続的に実施したり、各委員会でピアサポート活動(※)を実施したりする。
- ⑤地域や保護者と連携を図り、地域活動や家庭生活で、思いやりの心を育む取組を推進する。

※ピアサポート・・・「仲間・友達」を「助ける・支え合う」を合言葉に計画委員会が核となり活動する。

（2）未然防止や早期発見のための措置

- ①いじめ対策委員会を設置し、「いじめを許さない・事実を把握する・いじめられている児童を守る」を合言葉に、組織対応を行う。日常的に委員会は、いじめ予防教育の指導計画を作成・実施したり、地域・保護者にいじめ対策委員会の組織対応の在り方を周知したりする。また、いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。

＜いじめ対策委員会＞校長、副校長、生活指導主幹、教務主幹、養護(主任)教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校経営協議会委員

- ②いじめサインを的確につかむために、登校時や朝時間に児童の様子を見とる。挨拶などの声かけを通して児童と関わることで、いじめの早期発見に努める。また地域・保護者にも「家庭生活で現れるいじめのサイン14」の活用を促し、青少対の活動や放課後子ども教室等の地域の活動や各家庭で受け取った児童からのサインによっては、速やかに学校と連携をとることを徹底させる。

※「家庭生活で現れるいじめのサイン14」は、資料として最後に掲載しています。ご活用ください。

- ③スクールカウンセラーによる 5 年生児童の全員グループ面接(必要に応じて個人面接)を実施したり、常時相談窓口であることの周知等をして、相談活動を充実させる。
- ④ふれあい月間を通じて年 3 回、学校全体のいじめの実態を全教員で把握するとともに、いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、いじめアンケートを実施する。実施時期や実施回数は学年毎に検討し、内容や活用法については、いじめ対策委員会が留意点等をマニュアル化する。
- ⑤いじめの定義や対応の在り方を知るために、いじめ防止の在り方について研究や研修を行う。いじめに関する生活指導研修会を年間 3 回実施する。
- ⑥進級や進学の時節は、生活指導主幹が中心となり、クラス編成での配慮事項や進学先等への情報を記録化する。
- ⑦関係諸機関と、定期的に連絡を取り合う。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対策の推進

- ①セーフティ教室等、児童への情報モラルの指導を徹底する。
- ②保護者・地域向けにインターネットトラブル講習会を年 1 回実施し、ネットいじめに関する情報を共有し、情報モラルの在り方を周知し、協力を仰ぐ。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの発生が認められた場合は、いじめ対策委員会を核とした対応を迅速に実施する。
 - ①いじめ対策委員会で、事実確認を行い、対応を迅速に検討する。
 - ②役割分担に応じて、被害児童、加害児童、周囲児童への対応を行う。
 - ③保護者や関係機関と最大限連携して対応を行う。
- (2) 「教師と児童」「教師と保護者」「被害者と加害者」等の思いのずれが生じないように、対応の在り方について校長の指示の下、確認した事実と教育的配慮を核に、児童や保護者に指導や助言を行う。
- (3) 対応の状況によって、重大事態対応に切り替える判断を迅速に行う。

4 重大事態への対応

- (1) 最悪の事態を想定した慎重かつ迅速な対応を強化する。
- (2) 教育委員会と連携し解決に向けて徹底した対応を行う。事態によっては、警察や関係機関と最大限の連携をとる。
- (3) 児童や保護者への対応は、校長が直接対応したり、いじめ対策委員会へ指示したりする。
- (4) 被害児童や保護者、または学級や学校全体、地域等に、事態の状況や解決に至る経過等、情報提供を行う。

<資料>保護者・地域 ー家庭生活で現れるいじめのサイン14ー

これらが、すべていじめのサインとは限りません。ご参考になさってください。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 学校のことを話さなくなる | ② 登校を渋りがちになる |
| ③ 急に親に甘えてくるようになる | ④ 気分の浮き沈みが激しい |
| ⑤ ぼーっと放心状態でいることがよくある | ⑥ いたずら電話がよくかかってくる |
| ⑦ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる | ⑧ 携帯やメールなどを見ようとしなくなる |
| ⑨ 衣服の汚れが著しい | ⑩ 文房具などがよくなる |
| ⑪ 身体に傷跡があり、隠そうとする | ⑫ 弟や妹に当たるが増える |
| ⑬ 急に激して誰かを罵ったりする | ⑭ 親の金を持ち出す |